## 石綿障害予防規則等の一部改正 公布:令和2年7月1日 施行:令和5年10月1日~

# 🏿 建築物石綿含有建材調査者講習(一般) 🕽 開催のご案内

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用の有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。

施行は令和5年10月1日とされています。

当支部では「建築物石綿含有建材調査者講習(一般)」を開催しております。

<主な受講資格(抜粋)> (詳しくは、<mark>受講申込書【受講資格】欄</mark>をご参照ください。)

- 石綿作業主任者技能講習修了者(一部科目免除有)
- ・ 建築に関して11年以上の経験を有する者
- ・ 大学、高等学校等において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、一定の実務経験 を有する者(経験年数11年以上を有する方は、上記をご選択ください。卒業証明書等の添付が不要と なります。)

# <講習内容> 2日間 計12.5時間

講習日	科目等	時間
1 日目	科目 1.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1 時間
	科目 2.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1 時間
	科目 3.石綿含有建材の建築図面調査	4 時間
2 日目	科目 4.現場調査の実際と留意点	4 時間
	科目 5.建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間
	修了考査(筆記試験)	1.5 時間

<受講料(10%税込)・テキスト代(10%税込)>

受 講 料; 全科目受講 40,700 円、 一部科目免除 37,400 円

テキスト代: 4,630円

<開催日及び会場> 今後募集予定の講習(令和4年7月末現在)

#### 令和4年

- ·10月20日(木)~21日(金)【8月22日(月)受付開始】
- -11月 9日(水)~10日(木)【 9月 9日(金)受付開始】
- -12月13日(火)~14日(水)【10月13日(木)受付開始】

### 令和5年

- -2月27日(月)~28日(火)【12月27日(火)受付開始】
- -3月 6日(月)~ 7日(火)【 1月 6日(金)受付開始】

会場; <広島YMCA国際文化センター【広島市中区八丁堀 7-11】>

#### <申込方法>

- ・ ①建築物石綿含有建材調査者講習(一般調査者)受講申込書、②本人確認書類、③受講資格証明書 類等、④返信用封筒(定形長3号)に404円切手を貼付、を添えて、ご持参または郵便・宅配便(期日 指定)でお申込みください。
- ・ 講習申込受付開始は、開催日の2ヵ月前の当日とします。(受付開始日以前の到着分は無効です。) 定員を超えた場合は公正な選考のうえ、ご受講が決定しましたら、請求書を送付いたします。
- ・ 請求書受領後の受講料・テキスト代の<mark>納付を確認</mark>して、<u>受講票とテキストを<mark>所属会社住所</mark>の受講者本</u> 人宛に送付いたします。
- 本講習の修了考査試験は難易度が高いため、送付されたテキストによる事前学習が必要です。

<提出先・お問い合わせはこちら>

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 8-10-2F

建設業労働災害防止協会広島県支部 TEL: 082-228-8250